独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

独立行政法人農業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)

改正案	現
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法	独立行政法人農業技術研究機構法
目次	目次
第一章 総則 (第一条 第九条)	第一章 総則 (第一条 第六条)
第二章 役員 (第十条 第十二条)	第二章 役員 (第七条 第九条)
第三章 業務等 (第十三条 第十八条)	第三章 業務等 (第十条・第十一条)
第四章 雑則 (第十九条 第二十四条)	第四章 雑則(第十二条・第十三条)
第五章 罰則 (第二十五条)	第五章 罰則(第十四条)
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
第一条(この法律は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の	第一条(この法律は、独立行政法人農業技術研究機構の名称、目的、業務)
名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
(定義)	
第二条(この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務におい	
て生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成	

果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

「大学に係るものであって、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成定する基盤技術に該当するものを除く。)のうち当該事業を所管する省のをする基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第二条に規果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関す

農林漁業

二 飲食料品製造業及びたばこ製造業

れる業種として政令で定めるもの格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認めら三前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性

(名称)

一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業・生物系特定産下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第第三条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号。以

(研究機構の目的)

業技術研究機構とする。

生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けり、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる構」という。)は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことによ第四条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「研究機

(名称)

(研究機構の目的)

技術の向上に寄与することを目的とする。 、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術上の試験及び研究機構 (以下「研究機構」という。) は第三条 独立行政法人農業技術研究機構 (以下「研究機構」という。) は

	き金額を示すものとする。
	条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべ
	て出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同
	号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示し
	4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十四条第二
	れに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。
	できる。この場合において、政府は、第十四条各号に掲げる業務のそれぞ
額により資本金を増加するものとする。	予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することが
3 研究機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資	3 政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、
いて、研究機構に追加して出資することができる。	金を増加することができる。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内にお	2 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本
第六条 (略)	第七条 (略)
(資本金)	(資本金)
第五条(略)	第六条 (略)
第四条(略)	第五条(略)
	農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
	十八年法律第二百五十二号)に基づき、農業機械化の促進に資するための
	2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法 (昭和二
	する。
	等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的と

第十二条(略)	第十一条(略)	(持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (持分の譲渡し等) (大力の譲渡し等) (大力の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって研究機構その他の第三者に対抗することができない。 (大力の譲渡し等)	(持分の払戻し等の禁止) (持分の払戻し等の禁止)
第九条(略)	第八条 (略)	ができる。	

第三章 業務等	第三章 業務等
(業務の範囲)	(業務の範囲)
第十三条の研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を	第十条の究機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
行う。	
一 (略)	一 (略)
一 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査	二(前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査)
、分析、鑑定並びに講習を行うこと (次項に規定する業務に該当するもの	、分析、鑑定並びに講習を行うこと(農林水産省の所管する他の独立行政
及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。	法人の業務に属するものを除く。)。
) °	
三 (略)	三(略)
四 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必	
要な資金の出資及び貸付けを行うこと。	
五 政府等 (政府及び独立行政法人をいう。次号において同じ。) 以外の	
者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関	
又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことに	
ついてあっせんすること。	
六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対	
し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の	
配布を受けることについてあっせんすること。	
7 当物系特定産業技術に関する基礎的な診験及で研究を他は参言して行	

い、その成果を普及すること。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究機構は、 第四条第二項の目的を達成するため、 農業機械化促進法

第十六条第一項に規定する業務を行う。

(区分経理)

第十四条 研究機構は、 次に掲げる業務ごとに経理を区分し、 それぞれ勘

定を設けて整理しなければならない。

前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する

= 前条第 一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する

業務

業務

 \equiv 前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 前条第二項に規定する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十五条 研究機構は、 前条第一号、 第三号及び第四号に掲げる業務に係

るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中

期目標の期間 (以下この項において「中期目標の期間」という。) の最後

の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を 行った後、 同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当す

中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同 る金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の

四

前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同 項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの) の定 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の た後、 標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行っ 第十一条 同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金 研究機構は、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目

間の必要に再算は、女々で言う	間の必要に再算は、女子で三つ間の必要に再算は、女子で三つ
4 前三頁こ定めるもののまか、讷寸金の讷寸の手売その也責立金の処分 -	6 前呂頁に定めるもののまか、讷寸金の讷寸の手売その也責立金の処分
	°
	の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする
	事業を所管する省)」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号
	ては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する
	一項」と、第二項中「主務省(前条第三号に掲げる業務に係るものについ
	項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第
	について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一
	5 第一項から第三項までの規定は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定
	場合」とする。
	した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる
	同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算
	ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により
	4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項
3 (略)	3 (略)
) の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
務大臣に協議しなければならない。	、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省
かじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財	め、主務省(前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省
2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あら	2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじ
	業務の財源に充てることができる。
の財源に充てることができる。	めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する
めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務	項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定

(長期借入金)

。― に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるに充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる第十六条 研究機構は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用

め、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじ

業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない

(償還計画)

第十七条(研究機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主

務大臣の認可を受けなければならない。

め、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじ

(余裕金の運用の特例)

務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、第十八条の研究機構は、第十四条第二号及び第四号に掲げる業務に係る業

財政融資資金への預託により運用することができる。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。、第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研以発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究機構に対し、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又第十九条、農林水産大臣は、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ

第四章 雑則

(緊急時の要請)

、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。、第十条第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究機構に対し、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又第十二条 農林水産大臣は、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ

2 (略)

(出資者原簿)

| 氏名又は名称及び住所||出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。|| 出資者原簿には、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る第二十条 | 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。|

一出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(残余財産の分配)

げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号にお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四条第一号に掲第二十一条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してな

2 (略)

対し、 る額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務 掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に 各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当す それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

各出資者に分配することができる額は、 2 前項の規定により第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産

(協議)

ţ

国庫に帰属する。

ない。

第二十二条 主務大臣は、次の場合には、 財務大臣に協議しなければなら

をしようとするとき。 第七条第二項、 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可

による承認をしようとするとき。 第十五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定

2 二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。) をしようとするときは 主務大臣は、 通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十四条第

関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、

次

のとおりとする。

に掲げるものを除く。 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項 (次号)については、農林水産大臣

令で定める業種に属する事業を所管する大臣 第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金 に関する事項については、 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、 農林水産大臣、 財務大臣及び第二条第三号の政 通則法

 \equiv 兀 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、 第十四条第一号に掲げる業務に関する事項については、

料品製造業 (酒類製造業を除く。) に係るものに関する事項については、 農林漁業及び飲食 農林水産大臣

農林水産大臣

ばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣 五 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、酒類製造業及びた

業を所管する大臣 令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事 六 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、 第二条第三号の政

2 七 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、 第十四条第四号に掲げる業務に関する事項については、 農林水産省と 農林水産大臣

3 研究機構に係る通則法における主務省令は、 主務大臣の発する命令と

す る。

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とおるのは、「評価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び独立行政制工の場別での適用については、これらの規定中「評価委員会」といる。 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条第二十四条 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条

政法人評価委員会」とする。

ついては、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「財務省の独立行第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用に第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用に

| | 通則法第三十二条第三項後段 (通則法第三十四条第三項において準用

ない場合において、その承認を受けなかったとき。	
第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければなら	
第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。	第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
	い場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
	この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならな
研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。	た研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした	第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし
第五章 罰則	第五章 罰則
は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。	
第十三条(研究機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令)	
(主務大臣等)	
	する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並という。)が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべという。)が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (以下「研究機構」 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第五条の二 (略)針)(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正案
行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するたい。二 高性能農業機械実用化促進事業 (生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関 生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関 と 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第五条の二 (略)針)(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方附則	第五章 罰則(第十六条)第五章 罰則(第十六条)第五章 罰則(第十六条)第五章 罰則(第十六条)第五章 監機具の検査(第六条 第十五条)第二章 監機具の検査(第六条 第十五条)第一章 総則(第一条 第五条)	現

第六条 び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合 機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及 務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。 2 3 2 三、四 の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項 びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。 第八条の二 研究機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農 のとする。 第八条 3 5 (検査) (検査成績) 依頼者は、 (依頼の手続) 型式検査の実施は、 (略) 型式検査の依頼は、 (略) (略) (略) 前項の規定により検査依頼書を提出する際、 研究機構に行わせるものとする。 研究機構に対し検査依頼書を提出してするも 研究機構が業 以下同じ。) | る場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を めに必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事 第六条 三四四 果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合す 第八条 業をいう。以下同じ。) の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びそ 第八条の二 生物系特定産業技術研究推進機構は、型式検査を実施した結 業技術研究推進機構が業務方法書で定める額の手数料を生物系特定産業技 2 とする。 3 2 3 5 の実施方法に関する事項 術研究推進機構に対し納付しなければならない 依頼書を提出してするものとする (検査) (依頼の手続 (検査成績) 依頼者は、 型式検査の実施は、 (略) 型式検査の依頼は、 (略) (略) (略) 前項の規定により検査依頼書を提出する際、 生物系特定産業技術研究推進機構に行わせるもの 生物系特定産業技術研究推進機構に対し検査 生物系特定産

頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依

2・3 (略)

水産大臣に報告しなければならない。

(名称等の変更の届出等)

の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとと、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣3 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造

出してその書換交付を求めなければならない。

あつては合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合に添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の

2・3 (略)

(名称等の変更の届出等)

第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができ第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証実を使することができます。 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができまれるではない。 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができませ

の承認を受けた者は、 3 当該相続人、当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人又 亡し、合併し、又は分割 (当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造) きは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。 第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係ると 定産業技術研究推進機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、 輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合には、 2 輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造 遅滞なく、生物系特定産業技術研究推進機構に対し 遅滞なく、 生物系特

もに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成

績表の交付を求めなければならない。

とともに、 第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行う 4 研究機構は、 第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る 前三項の規定による請求があつた場合には、 請求に係る

変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 (略)

方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。 6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、 研究機構が業務

第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

第十六条 かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的 に関する試験研究及び調査等並びに農機具についての検査の業務を総合的 研究機構は、 農業機械化の促進に資するため、 農機具の改良等

\ = (略) として、次の業務を行う。

四 型式検査の実施等第三章の規定によりその業務に属させられた事項を

処理すること。 五~七 (略)

一、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項 の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない

書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の た場合には、 場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならな 4 生物系特定産業技術研究推進機構は、 請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の 前三項の規定による請求があつ

ιį

5 (略)

技術研究推進機構が業務方法書で定める額の手数料を生物系特定産業技術 6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、 生物系特定産業

研究推進機構に対し納付しなければならない。

第四章 生物系特定産業技術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研

究等の業務

(農機具の改良に関する試験研究等の業務)

の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。 ての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果 るため、 第十六条 農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具につい 生物系特定産業技術研究推進機構は、 農業機械化の促進に資す

\<u>\</u>
\(\equiv \) (略)

兀 型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に属させられた事項を

処理すること。

万七 (略)

2 (略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)

(傍線の部分は改正部分)

(略)	(略)	m/z					
石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)		石油公団		(略)		(略)	
十一年法律第八十二号) 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六	技 術 研 究	推進機構生物系特定産業	律第九十九号)	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	石油公団法(1	石油公団
十五号)	公 団	新東京国際空港	四十年法律第百	十五号) 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百	新東京国際空	新東京国際空港公団	新東京国
(略)	(略)			(略)		(略)	
根拠法	称	名	法	拠	根	称	名
		別表第一					別 表 第 一
行	現			案	正	改	

	(略)	石油公団	新東京国際空港公団	(略)	名称	別表第一	改
		石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)	十五号)		根		正
	(略)	四十二年法律第九	回法(昭和四十年	(略)	拠		案
		九十九号)	+法 律 第 百		法	51	
(略)	石油公団	生物系特定産業技術研究	新東京国際空港公団	(略)	名	別 表第 一	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	户 公				
					称		現
	石油公団法(昭和四				根		現
(略)	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)			(略)			現 行

七 (略)	六(略)	口~へ (略)	イが独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	五 次に掲げる独立行政法人に関すること。		第十三条 (略)	改正案
八 (略)	七 生物系特定産業技術研究推進機構の監督に関すること。 六 (略)		イの独立行政法人農業技術研究機構	五 次に掲げる独立行政法人に関すること。		第十三条 (略)	現